

長崎県医療措置協定締結等に関する事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第36条の2第1項に規定する通知及び第36条の3第1項に規定する医療措置協定（以下「協定」という。）並びに法第38条第2項の規定による第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関（以下「協定指定医療機関」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通知の方法）

第2条 知事は、法第36条の2第1項に規定する公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院に同項の規定により通知するときは、様式第1号により行うものとする。

（通知内容の公表）

第3条 知事は、前条の通知内容を様式第2号により、長崎県のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表するものとする。

（協定の主体）

第4条 知事は、病院、診療所、薬局又は訪問看護事業所（以下「医療機関」という。）の管理者と協定を締結するものとする。

2 前項の協定は、必要に応じて、医療機関の開設者及び管理者の連名で締結することができる。

（協定の締結に向けた協議）

第5条 県担当課は、協定の締結に向けて、法第36条の3第1項の規定による協議（以下「協議」という。）を進めるものとする。

2 知事は、第1項の協議が調わないときは、法第36条の3第3項の規定により長崎県医療審議会の意見を聴くことができる。

（協定の締結）

第6条 知事は、前条第1項の規定による協議を行い、合意が成立したときは、当該医療機関と協定を締結する。医療機関による協定締結の同意は、同意書（様式第3号）の該当部分に同意のうえ、同意書を県担当課へ提出することによる。

2 県担当課は、医療機関から同意書が提出された後、次の各号に掲げる様式により、協定書を2通作成し、当該医療機関に送付するものとする。

- | | |
|------------|---------|
| （1）病院 | 様式第4-1号 |
| （2）診療所 | 様式第4-2号 |
| （3）薬局 | 様式第4-3号 |
| （4）訪問看護事業所 | 様式第4-4号 |

- 3 前項の規定による送付を受けた医療機関の管理者は、必要事項を記載した受領書(様式第5号)を県担当課へ送付するものとする。
- 4 知事及び医療機関の管理者は、当該協定書を適切に保管するものとする。
- 5 同意書、協定書、受領書への押印は不要とする。

(協定内容の公表)

第7条 知事は、医療機関と協定を締結したときは、様式第2号によりホームページで公表するものとする。

- 2 公表した内容に変更が生じたときは、県担当課は速やかに修正するものとする。

(協定の更新)

第8条 協定の有効期間満了の日の30日前(協定締結の日から有効期間の満了の日までの期間が30日に満たないときは、有効期間の満了の日)までに、知事又は協定を締結した医療機関(以下「協定締結医療機関」という。)の管理者から、更新しない旨の申出がないときは、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定内容の変更)

第9条 協定締結医療機関が協定内容の変更を希望するときは、原則として変更希望日の30日前までに、変更協議申出書(様式第6号。次項において「申出書」という。)に必要な書類を添えて、県担当課に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微であるときは、申出書の提出を省略できるものとする。

- 2 知事は、協定内容の変更について適当であると認めたときは、第6条の規定を準用し、協定を再締結するものとする。
- 3 第5条及び第6条の規定は、知事が協定内容の変更を希望する場合について準用する。

(協定の解約)

第10条 協定締結医療機関が解約を希望するときは、医療措置協定解約申出書(様式第7号)を県担当課へ提出しなければならない。

- 2 知事は、協定の解約について承諾するときは、様式第8号により通知する。

(協定台帳)

第11条 県担当課は、医療機関と協定を締結したときは、協定台帳を整備するものとする。この場合において、協定内容を変更し、又は解約したときは、当該内容を速やかに反映させるものとする。

(協定指定医療機関の指定)

第12条 協定締結医療機関の開設者は、法第36条の2第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる措置を講ずる医療機関に該当する場合は、協定指定医療機関の指定要件を満たしていることを確

認のうえ、該当部分に同意した同意書（様式第3号）を、県担当課に提出しなければならない。

2 県担当課は、同意書の送付を受けたときは、協定締結医療機関を該当の協定指定医療機関に指定し、次の各号に掲げる様式により指定書を送付する。

（1）第1種協定指定医療機関 様式第9-1号

（2）第2種協定指定医療機関 様式第9-2号

3 協定指定医療機関の指定要件は、別表第1のとおりとする。

（協定指定医療機関の指定書に係る記載事項変更）

第13条 知事は、第9条の変更協議申出書の内容に基づき、必要または適当と認めたときは、第12条の規定を準用し、改めて協定指定医療機関の指定書を交付する。ただし、変更内容が軽微であるときは、指定書の交付を省略できるものとする。

（協定指定医療機関の指定解除）

第14条 第9条による変更や第10条による解約により、協定締結医療機関が協定指定医療機関の要件を満たさない場合、知事は、協定指定医療機関が法第38条第10項に基づく辞退の届出を提出したものとみなし、職権により第12条による指定を解除できるものとする。

2 前項の指定を解除したときは、知事は、様式第10号により当該医療機関へ通知する。

3 前2項の規定にかかわらず、法第38条第11項の規定により協定指定医療機関の指定を取消すときは、知事は、様式第11号により当該医療機関へ通知するものとする。

（知事の指示等）

第15条 知事は、公的医療機関等の管理者が正当な理由がなく、法第36条の4第1項に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に対して、様式第12号により必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

2 知事は、公的医療機関等を除く医療機関の管理者が、正当な理由がなく法第36条の4第2項に規定する措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に対して様式第13号により必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

3 知事は、公的医療機関等を除く医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、様式第14号により必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

4 第1項又は第3項に規定する指示を行った場合において、これらの指示を受けた当該医療機関の管理者が、正当な理由なく、これに従わなかったときは、知事は、ホームページでその旨を公表するものとする。

（措置の実施状況等）

第16条 知事は、必要があると認めるときは、医療機関の管理者に対して協定に基づく措置の実施状況について報告を求めることができる。

2 前項の規定による求めに対し、医療機関の管理者から法第36条の5第3項の規定に基づく報

告を受けたときは、知事は、同条第4項の規定により、厚生労働大臣に報告するものとする。

3 知事が前項の規定による報告を行ったときは、ホームページでその旨を公表するものとする。

(流行初期医療確保措置の基準)

第17条 法第36条の9第1項に規定する流行初期医療確保措置の適用基準は、別表第2のとおりとする。

(所管)

第18条 本要領の事務は、地域保健推進課において行う。

附則

この要領は、令和7年3月7日から施行する。なお、本要領の施行以前に、長崎県と医療機関が合意や同意のうえ、法第36条の2に基づく通知及び法第36条の3に基づく協定締結並びに法第38条第2項に基づく第1種協定指定医療機関及び第2種協定指定医療機関の指定をしている場合について、別途定めのない限り本要領に従うものとし、各様式については協定の変更及び再締結並びに再指定に併せ、順次適用する。